

福岡県野生鳥獣による人的被害防止 マニュアル

福岡県野生鳥獣による人的被害対策協議会
(福岡県人づくり・県民生活部生活安全課)

目 次

1	現状と課題	2
2	目 的	2
3	通報受理時における連絡体制	2
4	県・関係機関等の役割	3
5	出没時における段階的対応	5
	（１）段階的対応の区分（出没レベル）	
	（２）各段階における対応方針及び具体的な対応	
	〈参考様式〉	
・	通報連絡票	7
・	周辺住民への注意喚起の文例	8
	〈関係機関連絡先一覧〉	
・	県関係機関	10
・	市町村	11
・	関係団体	12
・	警察署	13
	〈補足〉	
・	住宅地に出没させないための平時の取組	14
・	住宅地への出没が想定される野生鳥獣の生態等	15
・	活用できる交付金、補助金	16
・	出没情報の収集・把握の支援	16

1 現状と課題

県では、平成20年に「鳥獣被害対策協議会」を設置し、野生鳥獣による農林水産業等の被害軽減を主目的に、実態把握、被害防止対策、捕獲対策の3つを柱とする野生鳥獣対策を進めてきた。

平成24年には、「野生鳥獣による生活被害対策行動基準例」を策定し、主に農山村地域等における野生鳥獣による生活被害防止対策について関係機関の役割を示したが、住宅地における生活被害対策については十分な内容とはなっていなかった。

近年、ニホンザルやイノシシなどの野生鳥獣が、農山村地域から住宅地まで広範囲に出没し、住宅地での人的被害が発生するなど、県民の安全安心な生活を脅かす課題となっている。

2 目的

このマニュアルは、ニホンザル等が住宅地に出没し、人的被害のおそれが生じた場合、又は発生した場合に適切に対処するため、県・市町村・関係団体などの連絡体制を整備するとともに、それぞれの役割を明確化しておくことで、状況に応じ必要な対策や対応を迅速に行い、被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

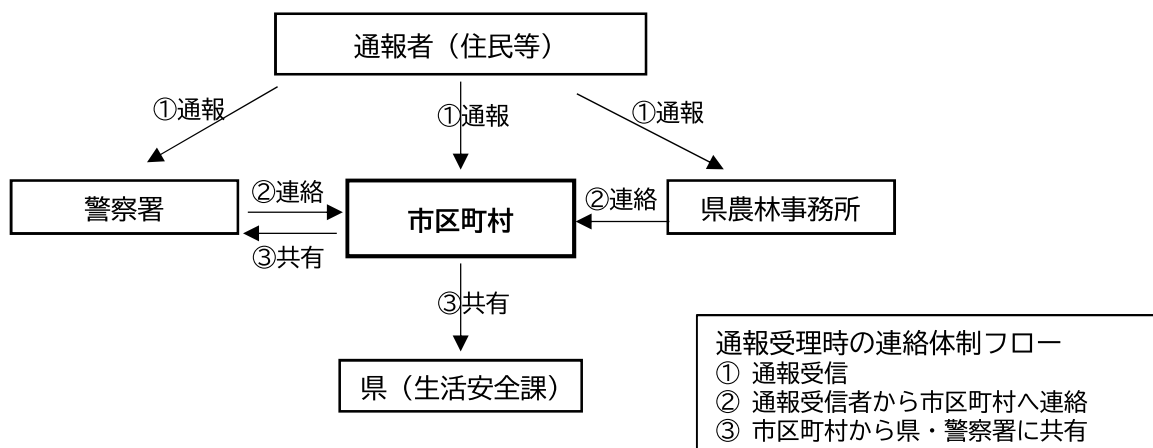
3 通報受理時における連絡体制

〈第1次受信部署の対応〉

住民等からの目撃等の情報は、市区町村以外に警察署、県農林事務所など様々な部署に第一報があることが想定される。住民等からニホンザル等の出没の情報を受けた部署は、別紙「通報連絡票」に掲げる事項を聞き取り、整理後、速やかに市区町村に報告する。

〈報告を受けた市区町村の対応〉

市区町村は、出没や被害に関する情報を集約し、「5 出没時における段階的対応」に掲げる出没レベル2以上に相当する場合に、県と管轄する警察署に速やかに共有するとともに、出没レベルに応じた対応を実施する。



4 県・関係機関等の役割分担

関係機関等のそれぞれの役割及び対応は次のとおりとする。

住宅地出没に備えて、あらかじめ関係者による連携体制や役割を相互確認し、迅速な対応ができるよう日頃から準備しておく必要がある。

県（市町村への支援）		
	生活安全課	■ 「福岡県野生鳥獣による人的被害対策協議会」事務局 ■ 野生鳥獣の住宅地出没時における情報集約、関係機関・関係団体との情報共有 ■ 情報伝達ツール（あんあんメール）による注意喚起 ■ 防犯ボランティアへの見守り協力依頼 ■ 緊急対応への助言・協力（追払い等）
	経営技術支援課	■ 「福岡県鳥獣被害対策協議会」事務局（※1） ■ 「福岡県サル被害対策検討委員会」事務局（※2） ■ 農産物被害防止対策の取組 ■ 有害鳥獣の殺処分への啓発・理解促進 ■ 鳥獣被害対策システムを活用した出没地の情報共有（R7/1～予定） ■ 狩猟者の確保・育成 ■ 有害鳥獣の捕獲等に係る指導 ■ 認定鳥獣捕獲等事業者などの情報提供 ■ 住宅地におけるサル捕獲に伴う麻酔銃の使用許可 ■ 緊急対応への助言（追払い等）
	自然環境課	■ 野生鳥獣との共生に係る理解促進 ■ 特定外来生物の防除等外来生物法に関すること
	防災危機管理局	■ 情報伝達ツール（ふくおか防災ナビ・まもるくん等）による注意喚起 ■ 消防団への見守り協力依頼
	各農林事務所	■ 管内市町村における農林産物被害防止対策の推進 ■ 出没に係る通報を地元市町村に情報提供 ■ 市町村区域を超えた広域的な捕獲に係る許可
	子育て支援課	■ 保育施設への情報提供と登下校時の見守り協力依頼
	私学振興課	■ 私立学校への情報提供と登下校時の見守り協力依頼
	教育庁	■ 公立学校への情報提供と登下校時の見守り協力依頼

※1 福岡県鳥獣被害対策協議会

鳥獣による農林水産物等の被害防止に向け、効果的な対策を推進するために設置

※2 福岡県サル被害対策検討委員会

福岡県ニホンザル対策基本方針に基づく保護管理や被害対策等について、専門的立場から検討するために設置

市区町村（地域住民に一番身近な自治体としての対応）		
		■ 日頃からの農産物被害防止対策（柵の設置、追払い等）の実施 ■ 住民、警察、県出先機関等からの情報収集及び整理、「通報連絡票」による県（生活安全課）への情報提供 ■ 公式SNSや行政防災無線等による地域住民、幼稚園、学校等への注意喚起 ■ 教育機関及び保育施設に対する情報提供・登下校時の見守り依頼 ■ パトロールの実施 ■ 鳥獣被害対策実施隊や猟友会に協力を依頼し、追払い又は捕獲を実施
県警（住民の安全確保）		
		■ 出没に係る通報を地元市町村に情報提供 ■ 情報伝達ツール（ふっけい安心メール）による迅速な注意喚起 ■ 住民への注意喚起及び安全確保の対応、パトロールの実施
関係団体等		
	猟友会	■ 市町村からの追払い、捕獲の要請があった場合の対応
	市長会・町村会	■ 必要に応じ市町村へ情報提供

5 出沒時における段階的対応

(1) 段階的対応の区分（レベル）

関係機関は、野生鳥獣の出沒状況に応じて、段階的に対応するものとする。
その区分は以下のとおりとする。

区 分	状 況
レベル1	対応準備段階（平時）
	■ 農地・林地において出沒
レベル2	注意喚起強化段階
	■ 住宅地での単発的な出沒、又は、接触被害(※1)が発生
レベル3	緊急対応段階
	■ 住宅地に頻繁(※2)に出沒、又は、人的被害(※3)が発生

※1：人と鳥獣の接触はあるが負傷はなし

※2：同じ地区で直近7日間のうち5日以上出沒

※3：人への鳥獣による加害行為により負傷が発生

(2) 各段階における対応方針及び具体的な対応

各段階における対応方針及び具体的な対応は次のとおりとする。

■レベル1 対応準備段階（平時）

【対応方針】出沒時に備えた準備、地域住民主体による対策

市区町村	■ 研修会の開催等による住民への啓発（日頃の対策、効果的な追払い、遭遇時の対応等） ■ GPS機器等を使った出沒状況把握 ■ 生息状況把握
県	■ 市区町村が開催する研修会への協力、職員向け研修 ■ 鳥獣被害対策システムを活用した出沒地の情報共有（R7/1～予定） ■ 狩猟者の確保 ■ 有害鳥獣の捕獲等に係る指導 ■ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定 ■ 市町村域を越えた広域的な捕獲に係る狩猟許可
地域住民	■ エサとなるものを放置しない（家庭、事業者） ■ 決してエサを与えない（餌付けしない） ■ 効果的な侵入防止柵の設置

■レベル2 注意喚起強化段階

【対応方針】 情報収集・関係機関との共有、住民への注意喚起、地域住民の安全確保

市区町村	情報収集・関係機関との共有 ■ 現地確認を行い情報を収集・整理 ■ 出没地点の情報整理 ■ 県、県警察、関係機関・団体との情報共有 地域住民への注意喚起 ■ 出没地域周辺の住民への注意喚起 ■ 公式SNSや行政防災無線等による地域住民への迅速な注意喚起 地域住民の安全確保 ■ 学校、保育施設への情報提供と登下校時の見守り協力依頼 ■ パトロールの実施
県	情報収集・関係機関との共有 ■ 野生鳥獣の住宅地出没時における情報集約 ■ 関係機関・団体との情報共有 地域住民への注意喚起 ■ 情報伝達ツール（あんあんメール、ふくおか防災ナビ・まもるくん等）による注意喚起 地域住民の安全確保 ■ 防犯ボランティア、消防団等への見守り協力依頼 ■ 学校、保育施設への情報提供と登下校時の見守り協力依頼
警察	地域住民への注意喚起 ■ 情報伝達ツール（ふっけい安心メール）による迅速な注意喚起 地域住民の安全確保 ■ パトロールの実施

■レベル3 緊急対応段階

【対応方針】 レベル2における対応に加え、追払い等の検討・実施

市区町村	■ 状況に応じ、不要な外出の自粛要請、避難の呼びかけなど予防措置 ■ 鳥獣被害対策実施隊や猟友会等による追払い等の検討・実施
県	■ 近隣市町村への情報提供、広域での対応が必要な場合の協力依頼 ■ 市町村が実施する追払い等への助言・協力
警察	■ 出没地域周辺の住民の安全確保（避難誘導・交通整理）

〈参考様式〉

通報連絡票

令和 年 月 日

送信先 御中

対応者 所属： 職名： 氏名：

項目	内容			
目撃日時	年 月 日 () 時 分頃			
目撃場所	市・区・町・村 丁目			
目撃個体の種類	☐ サル ☐ イノシシ ☐ その他()	頭数	頭	
人との接触	☐ 無 ☐ 有 (人)			
負傷の有無	☐ 無 ☐ 有 (人)			
接触・負傷の状況	1人目		負傷者等の年齢	歳
	2人目			歳
	3人目			歳
捕獲の有無	☐ 無 ☐ 有 (頭)			
目撃時・被害時の状況				
関係機関への連絡	市町村 ☐ 有 ☐ 無 県生活安全課 ☐ 有 ☐ 無 警察署 ☐ 有 ☐ 無			

〈参考様式〉

〈住民への注意喚起の例文集〉（「野生鳥獣による生活被害対策行動基準例（令和5年4月）」から引用）

【サル出沒時の注意喚起例】（サルに遭遇した際の対応）

例：1

●●市町村内においてサルの目撃情報が寄せられています。
近づくと危害を受ける可能性がありますので、不用意に近づかず、サルに遭遇した時は以下の事を守ってください。

- ・ 騒いだり、大声を出したりしない。
- ・ もし近づいてきたら、慌てずにゆっくり後ずさりして遠ざかる。
目を合わせないようにする。
- ・ 餌は絶対に与えない。
- ・ 棒などを使って追い回したり石を投げたりしない。

ニホンザルのオスは、4才から6才に達すると必ず生まれ育った群れを離れて、他の群れへ入るために旅をします。これは近親交配を避けるためと言われていますが、その旅の道すがら住宅地へ迷い込むことがあります。

山奥に生息するサルは、人間と接触することが稀で、住宅地へ迷い出るとは少ないのですが、行楽地のサルは餌付けなどで人なれしており、住宅地に出現することがあると思われます。

本来は他の群れに入る目的の旅ですから、騒いだりして刺激しないでください。

通常、山に帰っていきます。

サルの目撃情報の連絡先

●●市町村●●課 電話●●●-●●●-●●●●

例：2

サルの出沒にご注意ください！

最近、●●●付近で、サルが目撃されています。

他の地域にも出沒する可能性もあります。

もし、サルと出会った場合は、次のことに注意してください。

- ◎ 近づかない
むやみに近づくと襲われることがあります。
特に小さいお子様は注意しましょう。
- ◎ 目を見つめない
威嚇されたと思い、視線をそらせた時に襲われる危険があります。
- ◎ からかわない
思わぬ行動で事故になることがあります。
- ◎ 大声を出さない
サルを興奮させてしまい、襲われる危険があります。
- ◎ エサをやらない
エサを取る時に引っかいたり、噛み付いたりすることがあります。
また、エサとなるような家の周りの食物などは、片づけてください。エサをあげることにより、農作物を荒らす、家に侵入してくるなど被害が発生する恐れがあります。

住宅地へ出沒したサルは、移動中の場合が多いので、そのような場合は、人が構わなければ数時間でどこかへ行ってしまいますので、できるだけサルに構わず見過ごすようにしてください。

サルの目撃情報の連絡先

●●市町村●●課 電話●●●-●●●-●●●●

〈参考様式〉

【イノシシ出没時の注意喚起例】（イノシシに遭遇した際の対応）

●●付近においてイノシシの目撃情報が寄せられています。

むやみに近づくと危害を受ける可能性があります。

イノシシは本来、臆病でおとなしい性質を持っています。

人に出会ってもイノシシの方から逃げるので、あわてる必要はありません。

しかし、発情期（晩秋～冬）や分娩後は攻撃的になることがあります。

また、至近距離で突然出会った場合、イノシシが興奮している場合は注意が必要です。

事故を防ぐために、イノシシと出会った場合は次のことに注意してください。

◎ 落ち着いてゆっくり行動しましょう

静かにその場を離れるようにしましょう。急に走り出してイノシシを興奮させないこと。イノシシが興奮している場合は、後ろを向くと襲ってくることもあるので、なるべく背中をみせないよう、ゆっくりと後退するようにしましょう。

たてがみを逆立てて、明らかに威嚇している状態でなくても、シュー、カッカカッ、クチャクチャクチャという音をイノシシが発していたら、威嚇音ですので注意する必要があります。

◎ 攻撃したり、威嚇したりしてはいけません

棒を振り上げたり、石を投げたりしてイノシシを挑発するのは大変危険です。

逆上したイノシシが向かってくることもあります。

◎ うり坊を見かけても、近づいてはいけません

うり坊（イノシシの子）を見かけても、近くに母イノシシがいる可能性が高いので、近づいたり追いかけてはいけません。

また、かわいいからと食べ物を与えることはしないでください。

人への警戒心を低下させ、人が食べ物の供給源だと学習させることにつながります。

◎ どうしても接近を避けられない場合は

イノシシと出会ったらその場を離れるのが一番ですが、人間がいる方向に逃げ場所が限られる場合などには接近してくることがあります。

接近が避けられない場合は、イノシシに逃げ道を明け渡しつつ、安全な場所に緊急避難しましょう。安全な場所とは、イノシシから人間が見えない場所やイノシシが簡単に登れない場所です。

イノシシの目撃情報の連絡先

市町村●●●課 電話●●●-●●●-●●●●

〈関係機関連絡先一覧〉

【県関係機関】

	担当部局・課名	TEL	FAX
本庁	総務部防災危機管理局防災企画課	092-643-3112	092-643-3117
	総務部防災危機管理局消防防災指導課	092-643-3113	092-643-3117
	企画・地域振興部市町村振興局政策支援課	092-643-3176	092-643-3164
	人づくり・県民生活部生活安全課	092-643-3124	092-643-3169
	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課	092-643-3129	092-643-3135
	環境部自然環境課	092-643-3367	092-643-3222
	福祉労働部子育て支援課	092-643-3311	092-643-3260
	農林水産部経営技術支援課	092-643-3560	092-643-3516
	教育庁養育振興部高校教育課	092-643-3903	092-643-3905
	教育庁教育振興部義務教育課	092-643-3911	092-643-3912
	教育庁教育振興部特別支援教育課	092-643-3914	092-643-3884
農林事務所	福岡農林事務所農山村振興課	092-735-6123	092-712-3485
	朝倉農林事務所農山村振興課	0946-22-5342	0946-24-1629
	八幡農林事務所農山村・農業振興課	093-601-3969	093-601-8863
	飯塚農林事務所農山村振興課	0948-21-4953	0948-24-1134
	筑後農林事務所農山村振興課	0942-52-5108	0942-52-5940
	行橋農林事務所農山村振興課	0930-23-0381	0930-23-7861

〈関係機関連絡先一覧〉

【市町村（鳥獣対策関係部局）】

市町村名	担当課（室）名	TEL	FAX
北九州市	鳥獣被害対策課	093-582-2269	093-582-1202
福岡市	イノシシ等地域営農対策担当	092-711-4852	092-733-5583
大牟田市	農林水産課鳥獣対策室	0944-85-0465	0944-41-2756
久留米市	安全安心推進課	0942-30-9094	0942-30-9706
直方市	農業振興課	0949-25-2160	0949-25-2269
飯塚市	農林振興課	0948-96-8454	0948-22-6062
田川市	農政課	0947-85-7146	0947-46-0124
柳川市	総務課	0944-77-8152	0944-74-1374
八女市	防災安全課	0943-24-8146	0943-23-2583
筑後市	かんきょう課	0942-53-4120	0942-53-1589
大川市	農業水産課	0944-85-5587	0944-87-2124
行橋市	農林水産課	0930-25-1111	0930-25-7767
豊前市	農林水産課	0979-82-8038	0979-83-2560
中間市	農業政策課	093-246-6235	093-244-1342
小郡市	農業振興課	0942-72-2111	0942-73-4466
筑紫野市	農政課	092-923-1111	092-923-9634
春日市	環境課	092-584-1111	092-584-1147
大野城市	産業振興課	092-580-1870	092-573-0022
宗像市	危機管理課	0940-36-5050	0940-37-1242
太宰府市	防災安全課	092-921-2121	092-921-1601
古賀市	農林振興課	092-942-1120	092-942-3758
福津市	防災安全課	0940-43-8107	0940-43-3168
うきは市	市民生活課	0943-75-4972	0943-75-3114
宮若市	農政課	0949-32-0518	0949-32-9420
嘉麻市	防災対策課	0948-42-7418	0948-42-7098
朝倉市	農林課	0946-28-7864	0946-52-3150
みやま市	農林水産課	0944-64-1522	0944-64-1524
糸島市	農地政策課	092-332-2089	092-321-0922
那珂川市	農林課	092-408-9875	092-953-4563
宇美町	地域コミュニティ課	092-933-5500	092-934-2275
篠栗町	産業観光課	092-947-1215	092-947-7977
志免町	生活安全課	092-935-1136	092-935-2694
須恵町	地域振興課	092-932-1438	092-931-1827

〈関係機関連絡先一覧〉

【市町村（鳥獣対策関係部局）】

市町村名	担当課（室）名	TEL	FAX
新宮町	地域協働課	092-963-1734	092-962-2078
久山町	産業振興課	092-976-1111	092-976-2463
粕屋町	地域振興課	092-938-0194	092-938-3150
芦屋町	産業観光課	093-223-3544	093-223-3927
水巻町	産業環境課	093-201-4321	093-201-4423
岡垣町	農林水産課	093-282-1211	093-282-3218
遠賀町	産業振興課	093-293-1252	093-293-0806
小竹町	農政環境課	0949-62-1167	0949-62-1140
鞍手町	産業振興課	0949-42-2111	0949-42-5693
桂川町	産業振興課	0948-65-1106	0948-65-3424
筑前町	環境防災課	0946-42-6609	0946-42-2011
東峰村	総務企画課	0946-72-2311	0946-72-2038
大刀洗町	住民課	0942-77-2141	0942-77-3063
大木町	環境課	0944-32-1120	0944-32-1054
広川町	企画課	0943-32-1196	0943-32-5164
香春町	産業振興課	0947-32-8406	0947-32-4815
添田町	防災管財課	0947-82-4002	0947-82-2869
糸田町	地域振興課	0947-26-4025	0947-26-1651
川崎町	農林振興課	0947-72-3000	0947-72-3416
大任町	総務企画財政課	0947-63-3000	0947-63-3813
赤村	産業建設課	0947-62-3000	0947-62-3007
福智町	農政課	0947-22-7767	0947-22-9091
苅田町	農政課	093-434-1893	093-434-1304
みやこ町	産業振興課	0930-32-2512	0930-32-6018
吉富町	住民課	0979-24-1124	0979-24-1136
上毛町	総務課	0979-72-3111	0979-72-4664
築上町	総務課	0930-56-0300	0930-56-1405

【関係団体】

団体名	TEL	FAX
福岡県市長会	092-983-7788	092-983-7789
福岡県町村会	092-651-1121	092-651-4287
福岡県猟友会	092-436-3351	092-436-3352

〈関係機関連絡先一覧〉

【警察署】

県警・警察署名		TEL
福岡地区	中央警察署	092-734-0110
	博多警察署	092-412-0110
	東警察署	092-643-0110
	南警察署	092-542-0110
	早良警察署	092-847-0110
	城南警察署	092-801-0110
	西警察署	092-805-6110
	粕屋警察署	092-939-0110
	春日警察署	092-580-0110
	筑紫野警察署	092-929-0110
	糸島警察署	092-323-0110
	宗像警察署	0940-36-0110
	朝倉警察署	0946-22-0110
	博多臨港警察署	092-282-0110
	福岡空港警察署	092-621-0110
北九州地区	小倉北警察署	093-583-0110
	小倉南警察署	093-923-0110
	八幡東警察署	093-662-0110
	八幡西警察署	093-645-0110
	折尾警察署	093-691-0110
	若松警察署	093-771-0110
	戸畑警察署	093-861-0110
	門司警察署	093-321-0110
	行橋警察署	0930-24-5110
	豊前警察署	0979-82-0110
筑豊地区	飯塚警察署	0948-21-0110
	嘉麻警察署	0948-57-0110
	直方警察署	0949-22-0110
	田川警察署	0947-42-0110
筑後地区	久留米警察署	0942-38-0110
	小郡警察署	0942-73-0110
	うきは警察署	0943-76-5110
	筑後警察署	0942-52-0110
	八女警察署	0943-22-5110
	柳川警察署	0944-74-0110
	大牟田警察署	0944-43-0110
警察本部		092-641-4141

〈補足〉

● 住宅地に出没させないための平時の取組

野生鳥獣を住宅地に出没させないためには、平時からの取組が最も重要であることから、以下の取組を推進

■ 住宅地に出没させないための地域ぐるみの取組

○ 周辺環境の整備

野生鳥獣が出没する原因として、周辺にエサや隠れ家となるヤブなどが多いことが考えられます。

野生動物を誘引しない環境を整えるため、下記の継続的な取組が重要です。

- ・エサとなる未収穫野菜や生ゴミなどは適切に廃棄する。
- ・耕作放棄地など、雑草が繁茂している場所は、定期的に除草等を行う。

○ 追払いの実施

本来、野生動物は警戒心が強く、安易に人間の生活域に入ってくることはないものの、一度、「人間は怖くない」と学習してしまうと、人に対して威嚇や危害を加えるといった行動を取るようになります。

このため、地域ぐるみで大声や花火等の道具を使った追払いを行い、人慣れ度を低減させることが重要です。

■ 野生鳥獣への理解促進

野生鳥獣は、自然のままに生きていくのが本来の姿であり、自然のままにそっと見守ることが、正しい野生鳥獣との共存です。過度に人と野生鳥獣の距離を近づける行為は、人的被害発生以外にも、野生鳥獣における感染症の発生・感染拡大の要因になったり、野生鳥獣の行動を変化させるなど、生態系に悪影響を与えるおそれがあります。そのため、野生鳥獣に安易に近づいたり、餌付けを行う行為は厳に慎んでください。

また、地域的に増加している野生鳥獣の一部については、農林業や生態系に被害を引き起こすだけでなく、近隣住民の安全・安心を脅かす存在にもなっていることにも目を向けなければなりません。そうした場合には、被害防除対策や有害鳥獣駆除といった対症療法にとどまらず、野生鳥獣の個体数や生息環境を、人と野生動物が共存できる適正な状態に戻す必要があります。

〈補足〉

● 住宅地への出没が想定される野生鳥獣の生態等

ニホンザル

(生態)

- ・ 食性：雑食性で、葉や芽、種子、果実などの植物を中心に、昆虫なども食べる。
- ・ 行動：朝と夕方が採食のピークで、日の出から日没までの明るい時間だけ活発に行動し、夜間は活動しない。メスと子が中心の群れを作り、オスは大人になると単独で行動したり他の群れに移ったりする。
- ・ 繁殖：交尾期は年1回で秋から冬、出産期は春から夏。2～3年に1頭の割合で出産するが、エサが豊富にあると年1頭ずつ産む。寿命は20歳前後。

(特徴)

- ・ 高い学習能力を持ち、集落内の食べられるものを少しずつ覚える。木登りとジャンプを得意とする。
- ・ 記憶力は抜群で、一度味わった恐怖体験は忘れない。場所や状況も覚えている。
- ・ 新しいものや状況、場所を警戒するが、いったん慣れると大胆に行動する。
- ・ “人慣れ”が進むと追い払うのは難しくなる。

(県内における主な生息地)

- ・ ニホンザルは基本的に群れで行動し、県内では主に、香春岳周辺と脊振山地において、群れでの生息が確認されています。
- ・ 一方、群れとは別に、単独または数頭で生活するハナレザル（主にオス）は、県内各地で確認されています。

イノシシ

(生態)

- ・ 食性：雑食性で人間が食べるようなものはすべて食べる。農作物のほか、草木の根、たけのこやどんぐりなどの植物、昆虫やミミズ、ネズミなどの小動物もエサとしている。
- ・ 行動：元々は昼行性であるが、人間活動がある程度多い場所では、人の影響が少ない夜間に活発に行動する。耕作放棄地や竹林など身を潜められる場所を好む。
- ・ 繁殖：交尾期は年に1回で12～2月頃、出産期は4～6月頃。満2歳で初産を迎え、平均4・5頭を産む。寿命は10歳未満とされる。

(特徴)

- ・ 記憶力が良く、侵入に成功した仲間の行動を真似するなど高い学習能力を持つ。
- ・ 「猪突猛進」はパニックになって逆上した時の姿。本来警戒心が強く、臆病で注意深く、あまり人前に姿を現さない。反面、いったん慣れると大胆不敵にもなる。

(県内における主な生息地)

- ・ 県内におけるイノシシの分布域は、昭和20年代までは県南部の筑肥山地や釈迦ヶ岳山地、県中央部の英彦山地でしたが、その後拡大し、現在は、県内のほぼ全域に及んでいます。

〈補足〉

● 活用できる交付金・補助金

鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫）

市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲や侵入防止等の取組を総合的に支援するもの。

（主な支援内容）

- ・ 捕獲活動経費の支援（イノシシ7～9千円／頭、サル8千円／頭 等）
- ・ わな等捕獲機材の導入支援（補助率1／2以内）
- ・ サル複合対策（生息調査実施後に実施する、捕獲や追い払い等の経費支援）

（参考事項）

- ・ 本事業は農林水産業被害の軽減を目的としており、人的被害防止のためには利用できません。しかしながら、農林水産業被害の軽減対策を積極的に行うことは野生鳥獣を住宅地に出没させないための対策ともなりますので、是非ご活用を検討ください。

● 出没情報の収集・把握

鳥獣被害対策システム（デジタルマップ）（県実施事業）

（概要）

- ・ 「捕獲」「目撃」「わな設置」等の情報を集積し、可視化するシステム
- ・ 狩猟者以外の一般の方でもシステムの利用が可能
- ・ 集積される情報の一部は、オープンデータとして誰でも閲覧が可能

（参考事項）

- ・ 市町村がシステム等のライセンス契約を行う場合は、上記「鳥獣被害防止総合交付金」の活用が可能
- ・ 令和7年1月以降運用開始予定

〈参考〉

- ・ 野生鳥獣による生活被害対策行動基準例
- ・ 福岡県ニホンザル対策基本方針
- ・ 鳥獣被害対策の基礎



野生鳥獣による生活
被害対策行動基準例



福岡県ニホンザル
対策基本方針

福岡県野生鳥獣による人的被害防止マニュアル

発行 令和6年9月

編集 福岡県野生鳥獣による人的被害対策協議会
(福岡県人づくり・県民生活部生活安全課)

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

TEL : 092-643-3124 FAX : 092-643-3169